

明けましておめでとうございます

雲一つない真っ青な空から暖かな日差しが降り注ぎ、不自然とも思えるくらい穏やかな新年を迎えましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。昨年は世界中が一丸となって、猛威を振るっていたコロナウイルスへの対策を強化していこうとしているさなか、ロシアのウクライナ侵攻に始まり、台風15号による水害や異常なまでの円安、そして年末にかけて襲ってきた物価上昇の波など、世の中が大きく動いた年でした。ここ数年、「想定外」という想定をしなければならない状況が起きています。ただ、物事には必ず前兆があります。超短時間のうちに起こるのか、長い年月をかけてやってくるのか、それは個々の事象によって異なりますが、大切なことは、アンテナを張り巡らせ、最新かつ的確な情報を察知することだと思えます。弊所では昨年新しく7名の人材を迎え入れて体制の強化を図るとともに、より良いサービスの提供を目指して、皆様のために精一杯の精進をしていく所存でございます。本年もよろしくお願い申し上げます。

税理士法人アークネット 代表社員 野呂 伸一郎

第 33 号 CONTENTS

- 1 ご挨拶
- 2 What's New
* インボイス制度に伴う取引の見直し
- 3 Tax Information
* 令和5年度税制改正の大綱の説明
- 4 Profile～職員スタッフ紹介
- 5 渋谷事務所
所長交代のご挨拶



What's New

インボイス制度に伴う取引の見直しには独占禁止法のご確認も！

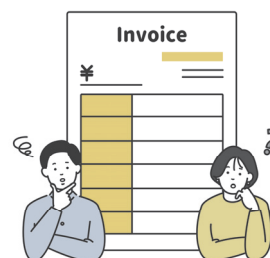
<インボイス制度に伴う取引の見直し>

事業者がどのような条件で取引するかについては、基本的に、取引当事者間の自主的な判断に委ねられるものです。ただし、免税事業者等の小規模事業者は、売上先の事業者との間で取引条件について情報量や交渉力の面で格差があり、取引条件が一方的に不利になりやすい場合も想定されます。

インボイス制度の実施を契機として、免税事業者と取引を行う事業者がその取引条件を見直す場合に、**優越的地位の濫用**として問題となるおそれがある行為とならないか確認が必要です。

公正取引委員会では、下記の内容での取引について、行為類型ごとにその考え方を示しています。

- 1 取引対価の引下げ
- 2 商品・役務の成果物の受領拒否、返品
- 3 協賛金等の負担の要請等
- 4 購入・利用強制
- 5 取引の停止
- 6 登録事業者となるような懲罰等



詳細は、公正取引委員会のホームページでご確認ください。

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html

令和5年度税制改正の大綱の解説

【令和5年度税制改正の大綱の解説】

今回の Tax Information では、令和4年12月23日に閣議決定されました「令和5年度税制改正の大綱」（以下「大綱」という。）の一部について、改正前後での比較解説をいたします。大綱では、『家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化を行う。（個人所得課税）・・・また、より公平で中立的な税制の実現に向け、・・・資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築を行う。（資産課税）加えて、・・・適格請求書等保存方式の円滑な実施に向けた所要の措置を講ずる（消費課税）とし、具体的には、以下のとおり税制改正を行うものとしております。

NISA 制度の抜本的拡充・恒久化 （個人所得課税）

改正のポイント

○非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、NISA制度を恒久的な措置とします。
○積立NISAは、「つみたて投資枠」として、年間120万円に拡充。一般NISAは、「成長投資枠」とし、年間投資上限額については、240万円に拡充するとともに、併用を可能とします。

【改正前】		
	一般NISA	積立NISA
対象者	居住者等 18歳以上	居住者等 18歳以上
投資限度	年間120万	年間40万
非課税期間	5年間	20年間
非課税限度額	600万	800万
投資対象	上場株式上場投資信託等	上場投資信託等
投資可能期間	平成26年～令和5年	平成30年～令和24年
【改正後】		
	成長投資枠	つみたて投資枠
対象年齢	18歳以上	
投資限度	年間240万	年間120万円
非課税期間	無制限	
非課税限度額	1,800万	
	1,200万（内数）	
投資対象	上場株式 上場投資信託等	一定の投資信託等
適用開始	令和6年1月から適用。	

*生涯非課税限度額は、枠の再利用が可能となります。
*現行 NISA 投資額は、生涯非課税限度額に含まれないため併用が可能です。

資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築 （資産課税）

改正のポイント

○相続時精算課税制度について、相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できるようになります。
○相続時精算課税で受贈した土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合、相続時にその課税価格を再計算できるようになります。

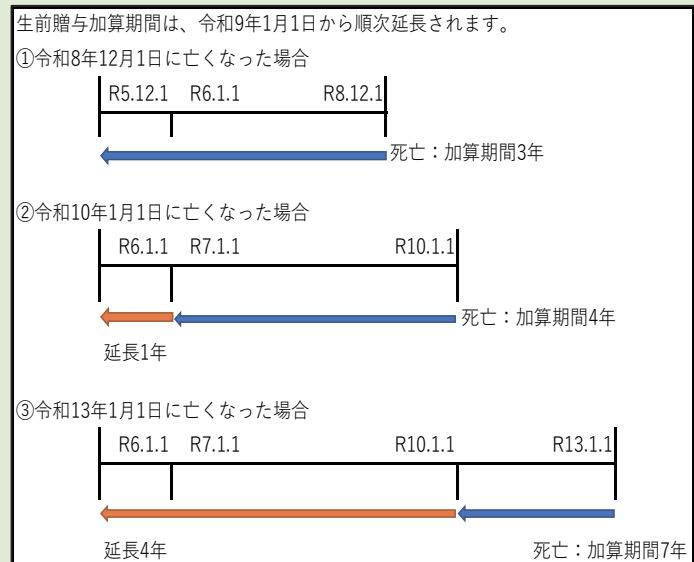
	【改正前】	【改正後】
基礎控除	無	年間110万円
相続税の課税価格に加算する価額	贈与額	贈与額から基礎控除を控除した残額
相続時の財産の評価	贈与時の時価	土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた部分に相当する額を控除した残額

改正のポイント

○暦年課税における相続前贈与の加算期間を3年から7年に延長するほか、延長した期間（4年間）に受けた贈与のうち一定額（100万円）については、相続財産に加算しないこととします。

（適用時期）

令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産について適用



*延長期間の控除額100万円は、年間ではなく延長期間全体の控除額となります。

**適格請求書等保存方式の円滑な実施に向けた措置
(消費課税)**

改正のポイント

○これまで免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の激変緩和措置を講ずる。

例：売上1,000万円仕入300万円の事業者を想定すると、以下のとおり、50万円の軽減となります。

売上 1,000万円 (消費税 100万円)	本則課税	=	納税額
	- 仕入 300万円 (消費税 30万円)	=	70万円
	簡易課税(5種)		
	- みなし仕入 500万円 (消費税 50万円)	=	納税額 50万
	納税額を売上税額の2割に軽減する措置		
	100万円×20%	=	納税額 20万

***簡易課税1種、2種の場合は、納税額軽減には、ありません。**

(適用時期)

令和5年10月1日～令和8年9月30日の属する課税期間までの適用となります。

改正のポイント

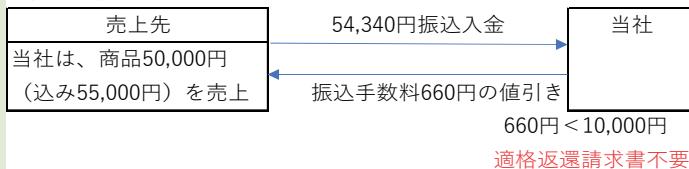
○一定規模以下の事業者の行う少額の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の事務負担軽減策を講ずる。

改正前	改正後
適格請求書等保存方式の下では、少額な取引であっても帳簿及び請求書等の保存が必要となります。	基準期間における課税売上高が1億円以下である事業者については、施行から6年間は、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくても帳簿のみで仕入控除可能となります。

○少額の返還インボイスについて交付義務を免除する措置を講ずる。

改正前	改正後
適格返還請求書を交付する必要があります。	(1万円以上(税込)) 原則通り適格返還請求書の交付が必要となります。 (1万円未満(税込)) 適格返還請求書の交付が不要となります。

(具体例)



**地域における活力(法人課税)
中小企業者等の法人税率の特例の延長**

改正のポイント

○中小企業者等の年800万円以下の所得金額に適用される軽減税率15%については、適用期限が2年延長されます。

○中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制について一定の資産が除外され適用期限が2年延長されます。

	改正内容	対象設備	償却限度額
中小企業投資促進税制	コインランドリー業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外。	機械装置(160万以上) 測定工具・検査工具(120万以上) ソフトウェア(70万円以上) 普通貨物自動車(3.5t以上)	特別償却30% or 税額控除7%
中小企業経営強化税制	特定経営力向上設備の対象からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外。	機械装置(160万以上) 工具(30万以上) 器具備品(30万円以上) 建物付属設備(60万円以上) ソフトウェア(70万円以上)	即時償却 or 税額控除7%or10%

静岡事務所 税理士 牧野史明

出典：財務省「令和5年度税制改正の大綱」
財務省「令和5年度税制改正の大綱の概要」
(令和4年12月23日閣議決定)
国税庁HPタックスアンサー、Q&A 他

~~独り言~~

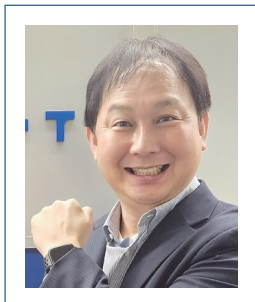
ちょうど一年ほど前だろうか。左側の建物の白い壁をスッと横切る何者かがいた。えっ？と思ってちらりと見たが、誰もいない。気のせい？だが黒い影はまた現れる。フワッと現れ、スッと消える。ああ、これは目の玉についた糸くずだな、と思って水で目を洗ったが、取れない。アイボンを使ってみたがこれもダメ。翌日眼医者に行くと、飛蚊症だよ、と言われた。「これは治らないけど、そのうち慣れるから。」いい加減な医者だなと思いつつ家路についた。あれから一年。医者が言ったことは本当だった。今でも時々黒い奴が目の前を横切るが、もう気にならない。人間ってそんなもんか。 文責：野呂伸一郎

アークネット通信の記事に関するご質問、ご意見などにつきましては、社員・スタッフにお伝えいただくか、下記ホームページ「メールでのお問い合わせ」にてお寄せください。

◆税理士法人アークネット HP
<http://www.arknet.info>

Profile～職員スタッフ紹介

吉田 和久 (よしだ かずひさ)
東京事務所所属 税理士



- *長崎県雲仙市出身
- *1970年4月生まれ
- *東京国税局管内の税務署にて27年勤務。事業会社を経て2022年11月より税理士法人アークネットに勤務。
- *趣味：テニス、囲碁観戦

*一言：「真摯さ」

P.F.ドラッカーの説く真摯さをもって日々の業務に取り組めることを目標としたい。

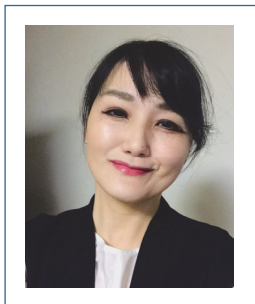
上里 航 (うえざと こう)
千葉事務所所属



- *千葉県千葉市出身
- *1971年9月生まれ
- *東京国税局調査部及び都内税務署に25年間勤務。主に法人に対する調査に従事。2022年12月より税理士法人アークネットに勤務。
- *趣味：ゴルフ、スポーツ観戦

*一言：50歳を過ぎてからの新たなスタート。まだまだ学ぶべきことがたくさんあります。謙虚に実直に取り組んでまいります。どうぞよろしく願いいたします。

齋藤 綾子 (さいとう あやこ)
渋谷事務所所属



- *神奈川県座間市出身
- *1979年12月生まれ
- *事業会社にて経理の仕事をしたのち、会計事務所勤務。2022年6月に税理士法人アークネットへ。
- *趣味：うさぎ（神-ランド-トワ-）2匹のお世話。

*一言：日々、勉強し皆様にご指導頂きながら成長し、税理士法人アークネットの一員として、少しでもお役に立てるよう頑張っていきたいです。

渋谷事務所 所長交代のご挨拶

お客様各位

平素は格別のご高配にあずかり有難く厚く御礼申し上げます。

さて私儀税理士法人アークネット渋谷所長として経営の任にあたって参りましたが、今般世代交代を期し新所長に宇治秀一郎が就任いたしますので、今後とも変わらぬご厚情を賜りますようお願いいたします。

平成16年より今日まで約20年間、皆様方のお力添えをいただきながら顧問税理士として関与させていただきました。

その間には、リーマンショック・東日本大震災や現在進行中のコロナ禍という経済環境的には逆境ともいえる大きなうねりが幾度となく押し寄せ、大変厳しい状況であるにもかかわらず、ビジネスチャンスを求め、あるいは事業転換を模索し、更には果敢にリスクを背負いながらも新規事業を図るといった力強さも同時に垣間見させていただいた「時間」でもあったと実感しております。

将来が益々不透明で、ビジネス環境としましては決して好ましいとは言えない現状ですが、幾度となく乗り越えてきた実績を活かし、益々のご隆盛を祈念する次第でございます。

時節柄くれぐれもご健康にはご自愛いただき、略儀ながら書中にてご挨拶とさせていただきます。

令和5年1月1日

渋谷事務所 田中 隆志

お客様各位

新春の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜わり誠に有難く厚く御礼申し上げます。

さて、私こと、このたび渋谷事務所の所長に就任いたしましたので、ここに謹んでご報告申し上げます。

人生やビジネスなど、あらゆる物事には選択が必要です。特にこれまでの日常が一変してしまったコロナ禍においては、重要な選択を迫られた方々が少なからずいらっしゃったのではないかと思います。

私どもの専門分野である会計・税務の世界でも、様々な細かいルールが定められており、そのルールは時代とともに新設、改正され流動的なものとなっておりますが、お客様の置かれている状況によって、最善の選択を迫られるケースは多々ございます。このような状況下でも、皆様とともに最善の選択肢を見出せるよう、また、安心して業務を任せて頂けるパートナーとなるよう尽力いたす所存でございます。

何卒、前任者同様格別のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

まずは略儀ながら書中にてご挨拶申し上げます。

令和5年1月1日

渋谷事務所 所長 宇治 秀一郎

ARKNET

税理士法人アークネット <http://www.arknet.info>

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町 11-13

TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161

東京事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-7-13 山手ビル 3号館 8階

TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474

渋谷事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町 36-6 西村ビル 3F

TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811

千葉事務所 〒262-0033 千葉県千葉市花見川区幕張本郷 1-11-24 フォルテ 5A

(雨宮幸雄税理士事務所提携事務所) TEL 043-307-5590 FAX 043-307-5591